

特養ゆうらぎ利用料金表(介護予防短期入所)



[サービス費] (①～③については、1割負担の額となります。)

		要支援1	要支援2
①	ユニット型施設サービス費(個室)	514 円	638 円
②	サービス提供体制加算 I イ	18 円	18 円
	合計(①+②) 自己負担額:1日分 1割負担	532 円	656 円
	合計(①+②) 自己負担額:1日分 2割負担	1,064 円	1,312 円
	合計(①+②) 自己負担額:1日分 3割負担	1,596 円	1,968 円
③	送迎加算(利用した場合) 片道	184 円	184 円

※ 2割負担対象者……合計所得金額160万円以上220万円未満。

ただし、「年金収入+その他合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は1割負担となります。

※ 3割負担対象者……合計所得金額220万円以上の方。

ただし、「年金収入+その他合計所得金額」の合計が単身で280万円以上340万円未満、2人以上世帯で346万円以上463万円未満の場合は2割負担又は1割負担となります。市町村への申請が必要です。

※上記の料金とは別と、下記の加算が含まれてきます。

介護職員処遇改善加算 I : 利用日数・合計単位数 × 8.3%

特定処遇改善加算 I : 利用日数・合計単位数 × 2.7%

[居住費・食費]

負担段階	居住費(個室) (1日)	食費 (1日)	合計 1日分
第1段階	820 円	300 円	1,120 円
第2段階	820 円	390 円	1,210 円
第3段階	1,310 円	650 円	1,960 円
第4段階(標準負担:減免なし)	2,006 円	1,392 円	3,398 円

利用料金: サービス費(自己負担額) + 居住費 + 食費

[利用者負担段階の対象者] ※世帯分離している配偶者も含む

負担段階	対 象 者
第1段階	・市民税が世帯非課税であって、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方
第2段階	・世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万以下である方
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、上記に該当しない方
第4段階(減免なし)	・第1段階から第3段階に該当しない方

左記の要件に加えて、預貯金が
単身世帯1000万円
夫婦2000万円
以下であること。

◎市町村に申請が必要です。